

第9期大崎市 高齢者福祉計画。 介護保険事業計画

概要版



地域で支え合い 健康で元気なまちづくり



大崎市

宝の都・おおさき

1 計画策定の趣旨

本市では令和3年に第8期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」の基本理念のもとで、「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきました。本市の高齢化率は31.8%(令和5年10月)であり、今後も高齢化の進展により、後期高齢者の割合が高くなり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護を必要とする高齢者、認知症高齢者、老老介護世帯等、支援の必要な人や世帯がさらに増加し、そのニーズも多様化すると考えられます。

これまでの取組を更に進め、「地域包括ケアシステム」の仕組みを活用し、多様な主体がともに地域を創る「地域共生社会」の実現へとつながるよう、今後3年間の高齢者の福祉や介護保険事業についての指針として策定するものです。

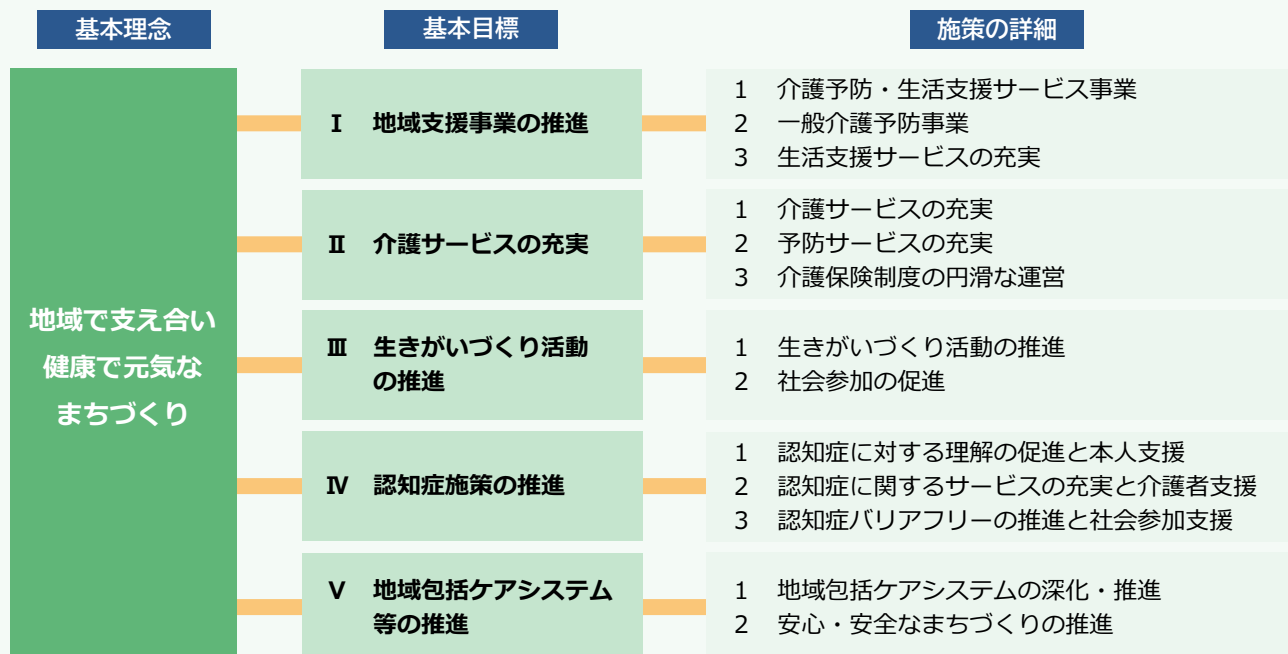
2 計画の位置づけ

本計画は、「大崎市総合計画」及び「大崎市地域福祉計画」を上位とする個別計画と位置付けるとともに、関連する健康・医療・福祉の各種計画及び施策との整合・連携を図ります。

さらに、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県が策定する「みやぎ高齢者元気プラン」、「地域医療計画」、「医療費適正化計画」と整合を図ります。

3 計画の対象期間と基本理念・基本目標

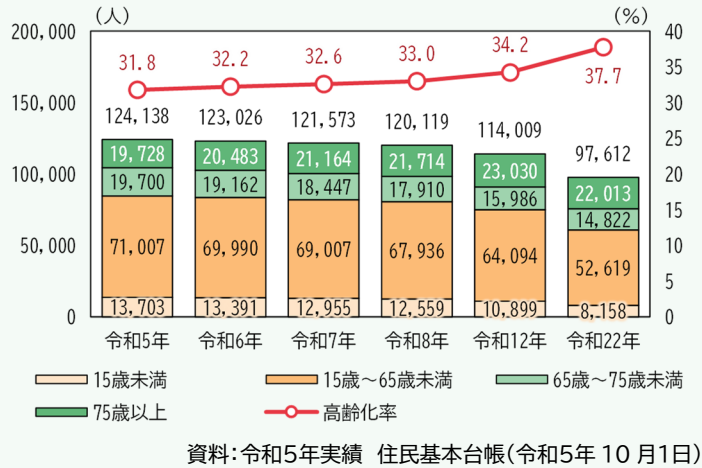
本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。また、現役世代が急減すると見込まれる令和22年の姿も視野に入れて、5つの基本目標のもと、施策を推進します。



4 人口・要介護等認定者の推計と総費用の見込

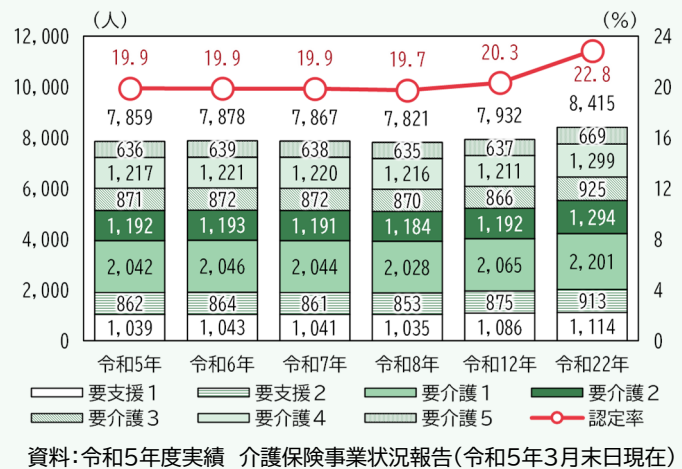
人口の推計

- ・総人口は毎年ゆるやかに減少を続け、高齢化率は令和8年に33.0%、令和12年に34.2%まで上昇する見込みです。
- ・高齢者人口はほぼ横ばいで推移し、令和8年には39,624人、令和12年には39,016人となる見込みです。
- ・総人口に占める前期高齢者の人口割合はゆるやかに下降していく一方で、後期高齢者の人口割合は上昇し続けていく見込みです。



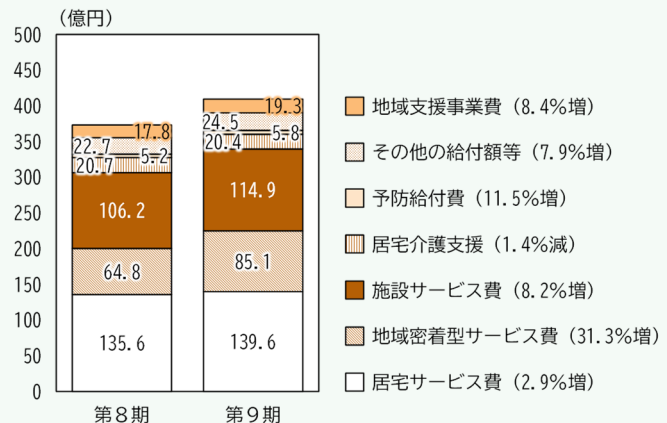
要介護認定者と認定率の推計

- ・要介護等認定者数は、令和8年には7,821人と減少する見込みです。一方、令和9年以降は再び増加し、令和12年には7,932人となる見込みです。
- ・認定率(第1号被保険者に占める割合)はほぼ横ばいで推移する見込みであり、令和8年には19.7%となる見込みです。



総費用額の見込

- ・総費用見込額は、第1号被保険者数及びサービス利用見込等から見込みました。
- ・第9期計画期間中の総費用の見込額は、約410億円と推計され、第8期実績見込より約37億円増額(9.8%増)の見込みです。
- ・主な増額要因として地域密着型サービス費約20億円増、施設サービス費約9億円増等が見込まれます。



5 施策の方向性

基本目標Ⅰ 地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態になることを予防し、できる限り長く健康を保つとともに、家族とともに住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活ができるように、地域支援事業を推進します。

施策の方向性	施策の主な内容
1. 介護予防・生活支援サービス事業	<p>介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当する第1号訪問事業(訪問型サービス)、第1号通所事業(通所型サービス)、第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)の適切なサービス量を確保するとともに、住民主体による多様なサービスを創出していきます。</p> <p>また、高齢者の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業において生活援助等の多様なサービスを提供していくため、人員等の要件基準を緩和した通所型サービスAや短期間の集中的なプログラムにより生活機能改善を目指す通所型サービスCを新たに導入し、身体介護以外の生活援助や運動機能訓練、レクリエーション等を幅広く行うことで、高齢者が地域において自立した日常生活を継続できるよう支援します。</p>
2. 一般介護予防事業	<p>高齢者が自ら介護予防活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指し、介護予防の知識の普及啓発や高齢者の集い等の取組を育成、支援します。</p> <p>また、保健事業と介護予防を一体的に実施するため、高齢者の生活習慣病の重症化を含めた予防の取組と、通いの場等でのフレイル予防や介護予防の取組を推進します。</p>
3. 生活支援サービスの充実	<p>高齢者の心身や暮らしの状況から必要となるサービスを適切に提供するため、事業の見直しを行いながら、高齢者とその家族の日常生活の継続支援に努めます。</p>



基本目標Ⅱ 介護サービスの充実

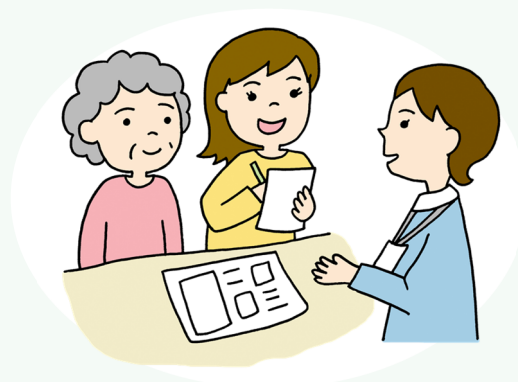
高齢者とその家族が、必要なときに必要なサービスを利用できるように、適切で質の高い介護サービスの提供体制を一層充実します。

施策の方向性	施策の主な内容
1. 介護サービスの充実	居宅サービスでは、日常生活圏域を基本に、地域バランスや既存の介護サービス等の地域の実情を踏まえつつ、在宅生活を支援していくサービス提供体制づくりに取り組みます。 施設サービスと地域密着型サービスでは、高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを利用することができることを目標に、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を適切に捉えて、事業量等を見込みます。
2. 予防サービスの充実	要支援認定者の生活機能を維持・改善することにより、高齢になっても地域で自立した生活を送れるようにするため、介護予防サービスの一層の充実に努めます。
3. 介護保険制度の円滑な運営	高齢者やその家族が心身や経済状況に応じた介護サービスを適切に選択・利用でき、介護サービスが円滑に提供されるよう、介護給付の適正化、総合的な窓口体制の充実等を図ります。

基本目標Ⅲ 生きがいがづくり活動の推進

高齢者がいつまでもいきいきとした生活を送れるように、生涯学習、就労等による社会参加や交流を促し、生きがいがづくり活動を推進します。

施策の方向性	施策の主な内容
1. 生きがいがづくり活動の推進	生涯学習の推進や老人福祉センターの運営体制の見直し等を図り、高齢者の生きがいがづくりにつながる活動の推進・継続に向けた支援を行います。
2. 社会参加の促進	高齢者が支えられる側だけではなく、支える側としても積極的に役割を果たせるよう、高齢者の就労や生きがいがづくりにつながる環境整備に努めます。



基本目標Ⅳ 認知症施策の推進

認知症の症状に合わせた支援のあり方等認知症への理解促進と本人支援を図るとともに、認知症を早期に発見し対応できる体制や、認知症高齢者やその家族等を支える仕組みづくり等、認知症に関するサービスの充実と介護者支援を図ります。

施策の方向性	施策の主な内容
1. 認知症に対する理解の促進と本人支援	認知症サポーター養成講座の開催等、認知症への理解促進を通じ、認知症の人が安心して生活できる地域の見守り体制や、「チームオレンジ」の構築、事業所等への認知症本人を主体とした支援のあり方を学ぶ機会の提供等、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。 また、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。
2. 認知症に関するサービスの充実と介護者支援	認知症初期集中支援チームによる包括的・集中的な初期支援の実施や、関係機関のつながりを強化し、認知症の早期発見・早期対応につなげます。 また、認知症カフェの開催や家族の会の実施等、介護者に対する支援を行います。
3. 認知症バリアフリーの推進と社会参加支援	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症高齢者や若年性認知症の人に対する切れ目のない効果的な支援を行います。 また、成年後見制度等の制度を利用しやすい環境を整備するために中核機関の設置に向けて準備を進めるとともに、見守りが必要な高齢者に対しては徘徊高齢者家族支援サービスを活用し、家族の身体的・精神的負担を軽減します。

基本目標Ⅴ 地域包括ケアシステム等の推進

高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に提供される体制(地域包括ケアシステム)づくりを推進します。

施策の方向性	施策の主な内容
1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センターを中心として、地域住民の保健・医療・福祉の向上、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメント等を総合的に支援するとともに、一人ひとりの暮らしを見据えた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。 また、介護人材の確保に向けて、業務効率化ややりがいを持って働き続けられる環境づくりに取り組むモデル施設の周知、介護職の魅力発信を行います。
2. 安心・安全なまちづくりの推進	避難行動要支援者が必要とする支援を迅速かつ十分に確保する体制を整備するとともに、防災・減災意識の醸成や連携・応援体制づくりに取り組み、地域における自助・互助を基本とした避難支援体制の整備を図ります。

6 介護保険料基準月額と所得段階別月額

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額(月額)を 1.0 として、本人の所得等の状況に応じて決定されます。本計画では、13 段階に設定します。

第9期介護保険料の基準月額は、第8期と同じ金額である 6,370 円となります。

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	月額 (円)	年額 (円)
第1段階	生活保護受給者の人, 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	0.285 (0.455)	1,815 (2,898)	21,700 (34,700)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の人	0.485 (0.685)	3,089 (4,363)	37,000 (52,300)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 120 万円超の人	0.685 (0.690)	4,363 (4,395)	52,300 (52,700)
第4段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の人	0.900	5,733	68,700
第5段階 《基準》	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円超の人	1.000	6,370	76,400
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	1.200	7,644	91,700
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.300	8,281	99,300
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.500	9,555	114,600
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.700	10,829	129,900
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.900	12,103	145,200
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.100	13,377	160,500
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.300	14,651	175,800
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人	2.400	15,288	183,400

※ 各段階別の年額＝基準月額（6,370円）×12月×各段階別の基準額に対する割合（100円未満切捨て）

※ 第1～3段階のカッコ書きは、公費による低所得者の保険料軽減実施前の負担割合と金額です。

7 総合相談及びお問い合わせ先

地域包括支援センターでは、介護に関すること、健康や福祉、医療や生活に関すること等、高齢者のみなさんの様々な悩みや相談を受け付けています。

そのほか、介護サービス事業者をお探しの際は、「介護サービス情報公表システム」、高齢者福祉サービスをお調べの際は、「大崎市ウェブサイト」が活用いただけます。

地域包括支援センター

古川 地域包括支援
センター

古川保健福祉プラザ
(fプラザ)内

電話番号
0229-87-3113

玉造 地域包括支援
センター

岩出山地域福祉
センター内

電話番号
0229-72-4888

志田 地域包括支援
センター

福祉施設百才館内

電話番号
0229-53-1271

田尻 地域包括支援
センター

田尻福祉センター内

電話番号
0229-39-3601

介護の相談窓口等について

介護サービス情報公表システム

地域包括支援センター、
介護サービス事業所を検索できます。



<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

大崎市ウェブサイト 高齢者福祉・介護

大崎市の高齢者福祉・介護に関する情報を
掲載しています。



<https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/minseibu/koreikaigoka/1/2/index.html>

第9期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
概要版

発行年月:令和6年3月
発行:大崎市民生部高齢障がい福祉課
TEL:0229-23-2111

大崎市の情報はこちらから！



<https://www.city.osaki.miyagi.jp/>